

学校医等の報酬等支給要綱

(平成 20 年 3 月 12 日教育長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師（以下「学校医等」という。）に対する報酬、費用弁償及び謝礼の支給に関する基準を定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償)

第 2 条 学校医等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）額並びにその支給方法は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年板橋区条例第 25 号）及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和 54 年板橋区規則第 7 号）の定めるところによる。

- 2 学校医等が死亡、疾病その他事由により職務を遂行することができないと認められるときは、その職務を遂行することができない期間（以下この条において「不支給期間」という。）について、報酬を支給しない。
- 3 前項の規定により報酬を支給しないときは、不支給期間の属する月又は次の月から当該不支給期間に係る報酬を減額することができるものとする。
- 4 学校医等の 1 日単位の減額金額は、報酬月額を不支給期間の属する月の日数で除して算出する。ただし、月の全部が不支給期間に当たるときは報酬月額を減額する。
- 5 前項により算出した金額に円位未満の端数が生じたときは、その端数が 50 銭以上のときは 1 円とし、50 銭未満のときは切り捨てる。

(謝礼)

第 3 条 前条による報酬等と別に必要に応じて、学校医等に対し、謝礼を支給できるものとする。

- 2 前項に規定する謝礼の内容は、次のとおりとする。

(1) 総合指導校医謝礼

学校医（内科）及び学校歯科医の業務の繁忙性等を考慮し、総合指導校医謝礼を支給する。

(2) 大規模校医謝礼

学級数が 21 学級以上の学校の学校医（内科）及び学校歯科医に対し、大規模校医謝礼を支給する。

(3) 就学時健康診断従事謝礼

就学時健康診断の診察に従事した学校医（内科、眼科、耳鼻科）及び学校歯科医に対し、謝礼を支給する。

(4) 就学時健康診断応援医謝礼

就学時健康診断の受診対象児童が 150 名を超える会場において、学校医等の応援が必要な時は、学校医等を応援医として各 1 名ずつ従事させることができることとし、別表に定める就学時健康診断従事謝礼と同等の謝礼を支給する。

(5) 区立幼稚園新入園児健康診断従事謝礼

新入園児健康診断の診察に従事した幼稚園医(内科)及び幼稚園歯科医に対し、謝礼を支給する。

(6) 謝礼の金額は別表のとおりとする。

- 3 謝礼は、前項第1号及び第2号に掲げるものについては、報酬等と併せて支給し、同項第3号及び第4号に掲げるものについては、その都度必要に応じて定める方法により支給する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成29年10月11日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年11月1日から施行する。

別表

謝礼内容	職 種	謝礼金額
総合指導校医謝礼	学校医(内科)	月額53,600円
	学校歯科医	月額21,100円
大規模校医謝礼	学校医(内科)	20学級を超える学級数の1学級につき月額970円
	学校歯科医	20学級を超える学級数の1学級につき月額540円
就学時健康診断従事謝礼	学校医(内科、眼科、耳鼻咽喉科)、学校歯科医	1会場につき17,000円
区立幼稚園新入園児健康診断従事謝礼	幼稚園医(内科)、幼稚園歯科医	1園につき15,100円